

奈良市介護保険施設等整備に係る基本方針

奈良市の介護保険施設、居宅サービス及び介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホームの整備等の基本方針について、以下の通り定めるものとする。

I 介護保険施設

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（1）規模定員等

ア 新設の場合

（ア）ユニット型個室に限り認める。

（イ）介護老人福祉施設の定員 50名以下

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下）でないこと。

（ウ）併設短期入所生活介護の定員 介護老人福祉施設の定員の20%以上

イ 増床の場合

（ア）ユニット型個室に限り認める。

（イ）増床後の介護老人福祉施設の定員 85名以下

（ウ）増床できる介護老人福祉施設の定員 35名以下

（エ）増床後の併設短期入所生活介護の定員 介護老人福祉施設の定員の20%以上

（2）募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。

（3）施設整備等補助金

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）に基づき、予算の範囲内で整備補助金を交付するものとする。

2. 介護老人保健施設

(1) 規模定員等

- ア 新設は原則として100床以内とする。
- イ 増床の場合はあわせて150床以内とする。
- ウ ユニット型での整備を基本とする。

(2) 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。なお、県への上申及び県からの同意を必要とする。

(3) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

3. 介護医療院

(1) 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。なお、県への上申及び県からの同意を必要とする。

(2) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

II 居宅サービス及び介護予防サービス

1. (介護予防)特定施設入居者生活介護

(1) 規模定員等

- ア 定員は30人以上とすること。
- イ 混合型特定施設（入居対象者は、自立者、要支援者、要介護者）に限る。
- ウ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の場合は、「IV 軽費老人ホーム（ケアハウス）」によること。

エ 有料老人ホームの場合は、定員100名以下とすること。

(2) 募集方法

ア 整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。なお、県への上申及び県からの同意を必要とする。

イ 公募に際し、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、開設から1年以上経過している施設を公募の対象とする。

ウ アの規定にかかわらず、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）が新たに特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする場合に限り、個別に整備の必要性を判断する。

(3) 施設整備等補助金

事業者への整備補助は行わない。ただし軽費老人ホーム（ケアハウス）の場合は、「IV 軽費老人ホーム（ケアハウス）」による。

2. 上記以外の居宅サービス及び介護予防サービス

(1) 募集方法

制限は設けず、随時指定申請を受け付ける。

(2) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

III 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

1. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

(1) 規模定員

定員は29人以下とすること。

(2) 募集方法

ア 制限は設けず、随時指定申請を受け付ける。

イ 既存の小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換も認める。

(3) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

2. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(1) 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。

(2) 施設整備等補助金

予算の範囲内において、国の補助金又は県の基金等を活用して補助するものとする。

3. 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 規模定員等

「Ⅱ－1. (介護予防) 特定施設入居者生活介護」の(1)イ～エを準用する。

(2) 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。

(3) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

4. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 規模定員等

定員は29人以下とすること。

(2) 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。

(3) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

5. 上記以外の地域密着型サービス

(1) 募集方法

制限は設けず、随時指定申請を受け付ける。

(2) 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

IV 軽費老人ホーム（ケアハウス）

1. 規模定員等（夫婦部屋の設置の有無は問わない）

特別養護老人ホーム併設の場合 10床～50床

単独設置の場合 20～50床

2. 募集方法

整備が必要な際は、別に定める募集要項に基づき、公募により事業者を選定する。

3. 施設整備等補助金

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）に基づき、

予算の範囲内で整備補助金を交付するものとする。

V 住宅型有料老人ホーム

1. 募集方法

制限は設けず、随時設置届を受け付ける。

2. 施設整備等補助金

市から事業者への整備補助は行わない。

VI 公募における留意事項

1. 公募選定後、応募における重要な事項の変更は認めない。
2. 公募にあたっては、関係法令や条例等を遵守すること。公募選定後、下記に例示する関係法令等に違反することが判明した場合は選定を無効とする。
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - ・介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ・消防法（昭和23年法律第186号）
 - ・農地法（昭和27年法律第229号）
 - ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
 - ・奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）
3. 下記に該当する箇所等での整備は認めないものとする。
 - ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）で定められた急傾斜地崩壊危険区域
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）で定められた土砂災害警戒区域及びで定められた土砂災害特別警戒区域

VII 療養病床の取扱い

I、IIの1及びIIIの2から4までの規定にかかわらず、医療保険適用の療養病床が、介護保険施設、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に転換する場合は、整備を認める。

附則

この方針は、平成31年3月13日から適用する。

この方針は、令和 3 年 7 月 13 日から適用する。